

規則

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第二十五号

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則

埼玉県行政組織規則（昭和四十二年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条の表県民生活部の項中

人	権	推	進	課
県	政	情	報	セ
ン	タ	ー		
				を
				人

権 推 進 課

に改める。

第六条の二改革推進課の項第十二号中「改革政策局長」を「地域経営局長」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十二 情報通信技術に係る施策の総合的企画及び調整（AI（人工知能）等新技术に係るものに限る。）に関する事。

第六条の二情報システム課の項第一号中「調整」の下に「（改革推進課において所掌するものを除く。）」を加え、同項第十二号を削り、同条地域政策課の項中第十号を削り、第十一号を第十号とする。

第七条文書課の項に次の六号を加える。

十一 個人情報保護の保護に関する法律の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関する事。

十二 埼玉県情報公開条例の施行に関する事。

十三 埼玉県個人情報保護条例の施行に関する事。

十四 前三号のほか、情報公開及び個人情報保護に関する施策の総合的企画及び調整に関する事。

十五 政治倫理の確立のための埼玉県知事の資産等の公開に関する条例の施行に関する事。

十六 県政情報の収集及び提供に関する事。

第七条の二県政情報センターの項を削り、同条防犯・交通安全課の項中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 埼玉県特殊詐欺撲滅条例の施行（他の機関において所掌するものを除く。）

に関すること。

第七条の四温暖化対策課の項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一
号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 気候変動適応法の施行に関すること。

第七条の四エネルギー環境課の項第二号中「普及」の下に「（燃料電池自動車に
係るものに限る。）」を加え、同条大気環境課の項第十三号を第十四号とし、第
十二号の次に次の一号を加える。

十三 次世代自動車の普及（エネルギー環境課において所掌するものを除く。）
に関すること。

第八条福祉政策課の項に次の一号を加える。

七 総合リハビリテーションセンターとの連絡調整（病院部門に関することに
限る。）に関すること。

第八条障害者福祉推進課の項第十三号中「、総合リハビリテーションセンター」
を削り、同号を同項第十四号とし、同項第十二号の次に次の一号を加える。

十三 総合リハビリテーションセンターとの連絡調整（福祉政策課において所
掌するものを除く。）に関すること。

第九条保健医療政策課の項中第十五号を第十六号とし、第五号から第十四号まで
を一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 埼玉県健康づくり安心基金（会計管理課において所掌するものを除く。）
に関すること。

第九条疾病対策課の項中第十一号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、第九
号の次に次の二号を加える。

十 アルコール健康障害対策基本法の施行（他の機関において所掌するものを
除く。）に関すること。

十一 ギャンブル等依存症対策基本法の施行（他の機関において所掌するもの
を除く。）に関すること。

第九条疾病対策課の項に次の一号を加える。

十四 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る
対策に関する基本法の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関
すること。

第十条金融課の項に次の一号を加える。

五 勤労者向け制度融資に関すること。

第十条雇用労働課の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号と
し、第十一号を第十号とし、同項第十二号中「雇用対策法」を「労働施策の総合的

な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改め、同号を同項第十一号とし、同項中第十三号を第十二号とし、第十四号から第十九号までを一号ずつ繰り上げる。

第十一条農業ビジネス支援課の項に次の一号を加える。

二十二 都市農地の貸借の円滑化に関する法律の施行に関する事

第十三条都市計画課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十二号中「埼玉県下水道公社及び」を削り、同号を同項第十一号とし、同項中第十三号を第十二号とし、第十四号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十条の表埼玉県越谷児童相談所の項中「、草加市」、「、八潮市、三郷市」及び「、吉川市」を削り、同表に次のように加える。

埼玉県草加児童相談所	草加市	草加市、八潮市、三郷市、吉川市
------------	-----	-----------------

第二十一条第二項中「事務を」の下に「、埼玉県草加児童相談所においては草加児童相談所及び草加保健所の庁舎の管理に関する事務を」を加える。

第二十一条の二を次のように改める。

第二十一条の二 削除

第二十五条の二第三項中「、埼玉県草加保健所においては草加保健所及び越谷児童相談所草加支所の庁舎の管理」を削る。

第五十三条の三中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 と畜場に併設する食肉処理業の施設に係る監視、指導、報告徴収、立入検査及び収去に関する事

第五十三条の四第三項に次の一号を加える。

四 と畜場に併設する食肉処理業の施設に係る監視、指導、報告徴収、立入検査及び収去に関する事

第三百三十一条の十四第一項中「建築、開発等」を「建築等」に改める。

第三百三十一条の十五中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号から第十二号までを二号ずつ繰り上げ、同条に次の一項を加える。

2 次の表の上欄に掲げる建築安全センターにおいては、前項各号に掲げる事務のほか、それぞれ当該上欄に対応する下欄に掲げる所管区域に係る都市計画法に基づく開発行為等の規制及び検査に関する事務並びに租税特別措置法に基づく優良な宅地及び住宅の認定に関する事務を所掌する。

名 称	所 管 区 域
埼玉県川越建築安全センター	入間郡のうち越生町、比企郡のうち鳩山町、ときがわ町、秩父郡、児玉郡、大里郡
埼玉県越谷建築安全センター	南埼玉郡

第百八十七条の表中

埼玉県行政不服審査会	行政不服審査法の定めるところにより、知事の諮問に応じ、審査請求に係る事件について調査審議する。	課 書 文
------------	---	-------

を

埼玉県行政不服審査会	行政不服審査法の定めるところにより、知事の諮問に応じ、審査請求に係る事件について調査審議する。	課 書 文
埼玉県情報公開審査会	埼玉県情報公開条例の定めるところにより、実施機関の諮問に応じ、及び埼玉県議会情報公開条例の定めるところにより、議長の諮問に応じ、公文書の開示又は公開に関する決定に対する審査請求等について調査審議する。	書 文
埼玉県個人情報保護審査会	埼玉県個人情報保護条例の定めるところにより、実施機関の諮問に応じ、保有個人情報の開示等に関する決定に対する審査請求等について調査審議する。	文 書

に、

埼玉県同和対策協議会	知事の諮問に応じ、同和対策に関する重要事項を調査審議する。	課 進 推 権 人
埼玉県情報公開審査会	埼玉県情報公開条例の定めるところにより、実施機関の諮問に応じ、及び埼玉県議会情報公開条例の定めるところにより、議長の諮問に応じ、公文書の開示又は公開に関する決定に対する審査請求等について調査審議する。	一 夕 文 書

を

埼玉県個人情報保護審査会	埼玉県個人情報保護条例の定めるところにより、実施機関の諮問に応じ、保有個人情報の開示等に関する決定に対する審査請求等について調査審議する。	県政情報
--------------	---	------

埼玉県同和対策協議会	知事の諮問に応じ、同和対策に関する重要事項を調査審議する。	人権推進課
------------	-------------------------------	-------

改め、同表埼玉県開発審査会の項の次に次のように加える。

上尾都市計画事業 伊奈特定土地区画 整理審議会	土地区画整理法第五十六条第三項の規定による上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業に関する換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項の調査審議に関する事務	市街地整備課
-------------------------------	---	--------

第百八十七条の表上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理審議会の項を削る。
第百八十八条第一項の表企画財政部の項及び総務部の項を次のように改める。

企画財政部	政策・財務局長	上司の命を受け、政策の企画、総合計画の策定、予算及び議会等並びに特に指定された事項に関する事務並びにこれらの事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
総務部	地域経営局長	上司の命を受け、行政経営、情報通信技術、地域政策の企画及び立案等並びに特に指定された事項に関する事務並びにこれらの事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
総務部	人財政策局長	上司の命を受け、人財政策の企画及び立案等並びに特に指定された事項に関する事務並びにこれらの事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。

	税務局長	上司の命を受け、税務行政に係る企画及び立案並びに特に指定された事項に関する事務並びにこれらの事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
	契約局長	上司の命を受け、契約事務に係る企画及び指導、競争入札の参加者の資格、物品の調達、県の建設工事のうち特に指定された建設工事並びに設計、調査及び測量の業務委託に係る入札並びに特に指定された事項に関する事務並びにこれらの事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。

第百八十八条第三項の表危機管理防災部の項を削り、同条第四項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 地域経営局長

第百九十二条第三項の表埼玉県農業技術研究センター及び埼玉県立精神保健福祉センターの項を削り、同表埼玉県農業技術研究センターの項中「総務部長」を「部長」に、「農業革新支援部長」を「室長」に改め、同表中

埼玉県環境科学国際センター	研究企画幹	上司の命を受け、特に指定された事項を処理するとともに、当該指定事項について、所長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
埼玉県環境科学国際センター	副研究所長	上司の命を受け、特に指定された事項を処理するとともに、当該指定事項について、研究所長を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。
埼玉県環境科学国際センター及び埼玉	副室長	上司の命を受け、特に指定された事項を処理するとともに、当該指定事項について、室長を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。

を

玉県産業 技術総合 センター		

埼玉県環 境科学国 際センタ ー及び埼 玉県産業 技術総合 センター	室 副室長	上司の命を受け、特に指定された事項を処 理するとともに、当該指定事項について、 室長を助け、これらの事務を処理するため、 職員を指揮監督する。

に

改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。